

一般質問の要旨

(令和7年3月)

質問者 議席番号 11番 守岡 等 議員

1 少子化のもとにおける小中学校のあり方について

(1) 住民と協働で学校統廃合、小中一貫校、小規模校等のあり方を研究する取組の推進

少子化の流れは勢いを増し、本市の出生数は令和5年には90人となり、とうとう100人を切ってしまいました。小学生の数も、令和6年は1,024人ですが、10年後の令和16年には601人と423人も減ることが予想されています。中学生も現在の569人が10年後は353人と、216人減少します。

こうした少子化のもとでの小中学校のあり方について、上山市みらいの学校構想検討委員会が設置され、具体的な検討が始まっていますが、この取組を住民と協働で進める観点から問題提起するものです。

いま、少子化のもとにおける小中学校のあり方が問われているわけですが、予想される形態・分類それぞれのメリット・デメリットを分析し総合的に止揚することが求められています。

具体的には学校統廃合やそれと関連する小中一貫校、小規模校の課題について、多角的な分析を行い、その土台に立って今後の学校のあり方について議論していく必要があります。その際に、形式的な住民参加とせず、実質的な議論を進めるために住民が主体的に参加し、その力量を高めることが重要です。そして、広範な住民及び行政の創意として今後の学校づくりの方針を打ち立てる必要があります。

まず、学校統廃合のメリット・デメリットについてです。

○人間関係のメリットとして

- ・他者とのつながりが広がり、コミュニケーション能力が高まる
- ・集団遊びが可能になる
- ・社会性が育つ
- ・人間関係が固定されない
- ・多様性が身につく
- ・競争心や向上心が高まる

○教育指導面のメリットとして

- ・集団授業だけでなく少人数のグループ活動も可能になり、指導方法の幅が広がる
- ・多様な意見を引き出しやすくなり、授業の質が上がる

- ・体育科のチーム競技や音楽科の合奏、合唱など、集団活動の実施が可能になる
- ・ニーズに応じた部活動が可能になる
- ・運動会や文化祭など学校行事に活気が出て教育効果があがる

○教師集団等のメリットとして

- ・小学校での専科教員の配置、中学校での全教科に専任教員が配置できる
- ・教員数が増え、切磋琢磨できる
- ・教員各個人の負担が軽減される
- ・教員が研修に参加しやすい環境になる
- ・PTA 活動における保護者の負担が減る

といったことがあげられます。一方デメリットとして

○通学環境、通学手段の問題

- ・通学距離の長距離化、スクールバスの運行

○地域コミュニティへの影響

- ・学びの場、避難所、遊び場、地域のイベント会場など地域住民の交流の場の役割がなくなる
- ・長距離通学を避けるため転居が増え、地域内の子どもの数が減少し、地域の衰退につながる
- ・地域住民と子どもたちが互いにふれあう機会が減少する
- ・子どもたちの地域に対する思いが減少する
- ・地域全体の衰退が進行する

○児童・生徒への影響

- ・集団への適応に対する精神的疲労が増す
- ・長距離通学による身体的疲労が増し、基礎体力は低下する（バス通学）
- ・習い事や家庭学習の時間が減少する
- ・学校規模が大きくなることによる学校行事への出番が減少し、自主性や自立性の欠如につながる

といったことがあげられます。

こうしたメリット・デメリットを出し合いながら住民と行政の協働研究を進めたところでは、

- ・自転車通学を取り入れることでスムーズに話し合いが進んだ
- ・保護者が中心となり通学路の調査、道路管理者や警察との対策協議、バス会社との交渉を行い通学環境の整備を行った

・ 人手の足りない地域の行事に近隣地域の住民の参加を促したり、統合予定校同士の交流授業・合同行事を行ったりなど、あらゆる取組を行い、懸念点を解決したといった成果が報告されています。様々なデメリットを協働の力で解決することの重要さが指摘されています。

次に、小中一貫教育の問題です。

メリットとしては次のようなものが考えられます。

・ 小学校から中学校への接続がスムーズに行うことができ、中一ギャップ、不登校の減少につながる

・ 小学校時の学習で定着しきれなかった内容を中学校の課程で補うことができる

・ 異年齢とのコミュニケーションの機会が増える

・ 小学生の中学生へのあこがれや、中学生の小さい子への思いやりが育まれる

・ 小学校の時から子どもを見続けている先生が中学校にもいるので安心である

一方、デメリットとしては

・ **現在の6-3制から、例えば小中一貫教育の中で4-3-2制を採用した場合**、中1ギャップから小5ギャップという、早い段階でのプレッシャーにさらされる問題が指摘されている

・ 発達心理学的には小学生は児童期、中学生は成年前期ということで6-3制が意義を持っていたが、発達段階での対応が困難になる

・ いじめや不登校という学校適応に関する問題で、発達段階での対応が重要であるが、この区切りがあいまいになる

・ 小中一貫教育で学力が向上するというエビデンスはない。9年間の一貫カリキュラムで落ちこぼれを生むのも早いという負の側面もある

・ 5-6年生が教科担任制となり、クラス担任のもとで小学校のリーダーとしてクラス活動を生み出す指導がなくなる

といったことがあげられます。

茨城県つくば市は学力日本一をうたった巨大な施設一体型小中一貫校を2012年に開設し、2016年に義務教育学校に移行しました。大規模な検証が行われた結果、

「6年生問題」というネガティブな意識調査の結果が示され、今後施設一体型の一貫校はつくらないという結論を導き出しました。具体的には、①一体型校における子どものレジリエンス（くじけない心）、友人・教師からのソーシャルサポートなどの低さ、②中学校への期待が6年生になると低下する問題、③コンピテンス（私はこれができる、自信があるという気持ち）は施設が整備されている一体型校においても相違

はみられなかった、などがあげられ、施設一体型小中一貫校の問題点が指摘されました。

次に、過小規模校、小規模校についてです。文部科学省では学校の総学級数が1～5学級を過小規模校、6学級から11学級を小規模校と位置づけています。本市では望ましい学級規模は、小学校1学年2～3学級以上、中学校1学年3学級以上で、そのため当面複式学級を早急に解消することが求められるとしてきました。その後少子化がさらに進み、新たな構想がいま練られているわけですが、小規模校や複式学級がはたしてネガティブなものかということも慎重に検討する必要があると考えます。

教育先進国フィンランドでは、あえて複式学級を積極的に取り入れているようです。その理由としては、第1に学習指導の観点からです。例えば小学3年生で学習の進捗が早い児童は4年生の学習内容を行うことができ、一方で小学4年生で学習の進捗がゆっくりな児童は小学3年生の内容を遡って行うことができるようです。第2に、子ども同士の関係性の観点です。子どもによっては、異なる学年に仲の良い友達がいる、単式の単学級だとクラス替えもなく子ども同士の関係性も固定化されてしまうので、クラス編成に流動性をもたらす意味で、複式学級にすることで、クラスの中に安心できる居場所をつくることができるということです。

この他、小規模校のメリットとして、①地域住民や地元企業の協力などで地域連携が強化される、②オンライン学習によって少ない教員数でも多様な教育を提供できたり、他の国や地域との連携も可能になる、③地域の自然や文化、特産物などの魅力をアピールし、都市部からの移住や通学を促進させる、④農業教育や自然科学、地域文化の学習など特定の分野に特化したプログラムを導入し、他の学校との差別化を図ることができる、⑤地域活動の充実が図られる、⑥ICT機器の活用などの公的支援、地域住民の寄付やボランティア活動など、地域支援が得られるといったポジティブな側面を持っています。

このように学校統廃合、小中一貫教育、小規模校等における様々な側面をみてきたわけですが、今後本市の学校のあり方を考える場合、多角的な視点からの協働学習を重視し、それぞれのメリット・デメリットを止揚していく必要があると考えます。

これまで全国各地で学校統廃合、小中一貫校等の取組が提起され、成功したところ、成功しなかったところなど様々な事例が紹介されていますが、住民と行政の協働研究で問題意識を高めていった事例を紹介したいと思います。

島根県益田市種地区は、過疎化と高齢化が進む中山間地域の特性を活かして、行政から提示された学校統廃合の計画を、地域振興計画へと深化させた事例として有名で

す。少子化による廃校を、むしろ地域振興に向けた契機であると捉え直して、UI ターン定住誘導活動をはじめ、地域産業の再生や高齢者の生きがい創出のために廃校活用を進めた事例です。その背景には住民と行政の協働研究があったとのことです。

岡山県岡山市足守地区では学区別住民懇談会を組織しましたが、これは統廃合を前提としないという条件で進められ、先進事例の情報として、へき地小規模校の成果と課題、隣接型の小中一貫教育における一体型、隣接型、併用型、連携型などの分析を進め、7回目の話し合いで学校統廃合の方針が示され、4つの小学校区で持ち帰り検討を進めた結果、1地区が統合地区に反対したため反対に留保した部分の条件を付記した計画案が示され、最終的に一部修正の上決定したとのことです。

北海道稚内市では3年間の時間と何十回もの会議を経て学校統廃合を実施しましたが、開校準備委員会を設置し、教育課程などいくつかの専門部会を設置し、統合するすべての学校の教務主任が役員となり、地域住民もメンバーに入り準備を進めました。さらに統合後の学校と地域の連携を図るために校務分掌としてそれぞれの地区担当教員を配置し、教育活動の地区への共有を図った他、町内会と賛同団体による地区内ネットワークを結成し、子育て懇談会、子育て新聞の発行・全戸配布、諸団体との連携や諸行事の後援活動を行っているとのことです。

学校統廃合を進める上で、学校がなくなる地域の問題も重視して、みんなで支え合うことの重要性が示された事例だと考えます。

愛知県江南市では、「市民協働研究会」を経て経営企画部内に「地域協働課」を新設して、様々な課題についての調査・研究を進め、市長に提言書を提出し、戦略計画に反映させたとのことです。研究会は市民も市の職員もすべて公募で募ったとのことです。

逆にいくつかの自治体では、最初に行政の計画案が示され、住民と行政間だけでなく住民同士の対立も生じた結果、計画が白紙撤回された事例もあるようです。

こうした国内各自治体の事例も参考にしながら、本市において住民と協働で学校統廃合、小中一貫校等のあり方を研究する取組を推進しすることを提案します。教育長のご所見を伺います。

2 中学校におけるいじめ対策の強化について

(1) 子どもたちが法的なものの考え方を学び、子どもたちで問題を解決するいじめ対策の実施

令和5年度の山形県内のいじめ認知件数は1万2,021件で、件数は前年を下回っているものの、1,000人当たりの件数は117.7件と4年連続で全国最多となりました。

連日のようにいじめ問題が報道され、いたましい事例も報告される中、なぜいじめ問題が解決しないのかという問題意識に基づいて、中学校のいじめ対策の強化について問題提起したいと考えます。

いじめ問題をなくすためには、いじめの早期発見・対策がカギとなります。しかし、いじめを発見する確率は、太平洋の真ん中の漂流者の信号がキャッチされるよりも低いと精神医学者（中井久夫）が語っているように、教師など周囲の大人にはなかなかわからない巧妙な仕掛けがあるようです。

いじめ＝人間を奴隷化するプロセスとして、先の精神医学者は、いじめの段階を「孤立化」「無力化」「透明化」の3つに分けて説明しています。

いじめる側が些細な特徴や癖をあげつらえ、廻りとの差別化を図り標的を孤立させます。暴力行為により標的は自分の無力さを感じ、大人に助けを求めるのは卑怯だと思いつまむようになります。そして、いじめが周囲にみえなくなり、孤立無援状態に陥ります。

このようにいじめが大人にはなかなか伝わらない中で、いじめ問題に子どもたちが参加する中でいじめ問題の早期発見・早期解決に取り組んでいる実践例があります。

それは「学級裁判所」という取組です。裁判所といっても有罪・無罪や勝ち・負けを判定するものではなく、加害者・被害者それぞれの心の琴線に触れる中で、いじめを解決し、同じ過ちを繰り返さないためにどうするかを生徒たちが主体的に話し合うという取組です。

学級裁判の流れは次のようなものです。

①悩み相談の受け付け

民主的選挙で選ばれた4名の学級裁判員が、月2回アンケートによる調査で悩みを受け付けます。友だちの悩みに共感することで親身な対応が可能になるとのことです。学級裁判員が回収したアンケートを「生徒が解決する問題」「先生が解決する問題」に分類します。

②聞き取り調査

生徒が解決する問題について、学級裁判員2人ペアで、相談者と相手方の双方に聞き取り調査を行います。

③学級裁判の開廷

聞き取り調査に基づいて、学級裁判員全員一致のもと教師と相談して開廷を決定します。個人情報やプライバシーに触れることはないか、相手を傷つけるような結果が予想されないかなど精査して決めます。

④司会進行役はすべて学級裁判員

参加者は学級裁判員4名、臨時裁判員若干名、相談生徒と相手生徒、学級担任や保護者など10名程度で実施します。最初に、なぜ問題が起きたか、どうしたら友だちの悩みを解決できるか、どうしたら同じ過ちを繰り返さないで済むのかといった裁判の目的を確認します。

そしてまず、聞き取り調査の報告を行った後、質疑応答・意見表明を行い、最後に参加者一人ひとりが最終意見を述べ、教師が意見をまとめます。最後に裁判長が和解を呼びかけ、向かい合って仲直りするそうです。

学級裁判を経験した生徒の声を紹介すると

- ・親や先生に言えないことも友だちには話せる
- ・みんなで意見を出し合うことでいじめが解決した
- ・思いやりの心がついた
- ・友だちの悩みを真剣に考えることで仲間関係が深まった。みんな、心がきれいになった。
- ・相談相手が生徒というのは、良い解決方法につながる。
- ・自分たちでやるということが、最善かつ最短の方法であることがわかった。

こうした生徒たちの声とともに、学級裁判の解決率は100%であると報告されています。理由は明瞭です。中学生たちは、ただの一度も友だちを見捨てなかったからです。決して諦めて投げ出しませんでしたと報告書は結ばれています。

こうした学級裁判の実践は、思いつきで始まったものではなく、学級指導要領にその実施根拠が示されています。「学習指導要領解説」には「学級の中などに、いじめや暴力、差別や偏見などが少しでも見られる場合には、学級活動はもとより生徒会活動などでも適切に取り上げ、学校全体でその問題の解決に取り組むことが必要である」と記されています。

また「こどもの権利条約」では、子どもの参加、自由に自己の意見を表明する権利が認められています。

いまいじめ問題が深刻化する中、「学校いじめ防止基本方針」などが示されていますが、いじめ生徒の排除が基本方針となっています。いじめは絶対許されない、加害

者の法的責任は免れないという理念は重要ですが、問題の本質を解決する、同じ被害を生み出さないという点では不十分であると考えます。

いじめ問題の解消ではなく、根本からいじめ問題を解決するために、子どもたちが法的なものの考え方を学び、子どもたちで問題を解決するいじめ対策の実施を提案します。教育長のご所見を伺います。